

広島県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和七年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中領家庄原線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
庄原市東本町二丁目一九番九地先から 庄原市東本町二丁目一五二〇番六地先まで	旧	六・五〇〃二 三・八〇	三八七・〇〇		
	新	一〇・九〇〃 四六・七〇	三八七・〇〇	拡幅	